

■ 業務の概要 ■

農業協同組合その他農業団体の指導に関すること

- 上記団体の経営に関する指導
- 農協法及び政省令・農協法施行条例に基づく認可・承認・届出の受理
- 農協法・犯罪収益移転防止法・貯金保険法に基づく検査
- 上記団体に関する統計調査（農協一斉調査）、農協要覧の作成
- 農協関係の公益法人の監督
などを行っています。

農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合の検査に関すること

- 農協法・森林組合法・水協法・犯罪収益移転防止法・貯金保険法に基づく検査を行っています。
 - ※ 県を区域とする連合会、県をまたいで区域とする組合・連合会は、国の所管となります。
- ➡ 各種認可申請・届出等をする場合は、所管の農林事務所企画部に提出してください。認可等の内容、組合の区域により、農林事務所が事務を行うものと、農業経済課が事務を行うものがあります。